

市第42号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

「

横浜市立新井小学校

」を

「

横浜市立新井小学校
横浜市立新井小学校桜坂分校

」に、

「

横浜市立美しが丘小学校

」を

「

横浜市立美しが丘小学校
横浜市立美しが丘西小学校

」に改める。

別表の 2 の表中

「

横浜市立新井中学校

」を

「

横浜市立新井中学校

」に改める。

横浜市立新井中学校桜坂分校

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定中横浜市立美しが丘西小学校に係る部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立新井小学校の分校として横浜市立新井小学校桜坂分校を、横浜市立新井中学校の分校として横浜市立新井中学校桜坂分校を、及び横浜市立美しが丘西小学校を設置するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表（第 3 条）

1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市立新井小学校	横浜市保土ヶ谷区
<u>横浜市立新井小学校桜坂分校</u>	
(省 略)	
(省 略)	
(省 略)	横浜市青葉区
横浜市立美しが丘小学校	
<u>横浜市立美しが丘西小学校</u>	
(省 略)	
(省 略)	

2 中学校

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市立新井中学校	横浜市保土ヶ谷区
<u>横浜市立新井中学校桜坂分校</u>	

市第 42 号

(省 略)	
(省 略)	